

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十六日

奈良県教育委員会委員長 松 本 眞理子

奈良県教育委員会規則第一号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中「奈良県文化財保存事務所唐招提寺出張所」を「奈良県文化財保存事務所薬師寺出張所」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。